

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

まず、我が国の経済は、企業業績の回復や株価の上昇、雇用情勢の改善傾向などがみられ、政府が公表した5月の月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている」とされており、個人消費についても、持ち直しの兆しがみられるところではありますが、地方においては、経済の好循環の波は、十分には広がっておりません。

こうした状況を踏まえ、県といたしましては、日光東照宮 400年式年大祭を記念しての日光宇都宮道路における通行料金の割引や、「本物の出会い 栃木 ふるさと旅行券」の発行、さらには、「ふるさと名物商品」の販売促進など、地域の消費喚起対策に取り組んでいるところでもあります。また、ジェトロ栃木貿易情報センターの開設など、地域経済の活性化に向けた新たな流れも十分に生かしながら、成長への確かな歩みを、県内各地域、各産業分野に広く行き渡らせる取組をしっかりと進めて参ります。

次に、「まち・ひと・しごと創生」に向けた本県版の人口ビジョン及び地方創生総合戦略についてであります。

先頃、本県における人口の現状と、中長期的な見通しを提示する人口ビジョンの骨子案を取りまとめ、県議会の検討会や有識者による懇談会、さらには、市町に対しまして、お示したところでもあります。

また、総合戦略におきましては、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現する環境を整えるとともに、社会減に歯止めをかける「克服戦略」と、当面の人口減少及び人口構造の変化に対応した社会シス

テムへの転換を進める「適応戦略」を並行的に展開していくことを基本的な視点として、人口減少問題に取り組んで参ります。

引き続き、県議会をはじめ、県民、有識者等からの御意見をいただくとともに、今後、国において策定される「まち・ひと・しごと創生基本方針」を勘案しながら、市町と十分に連携を図り、10月末を目指して、人口ビジョン及び総合戦略の策定を進め、人口減少克服・地方創生への道筋をしっかりと描いて参ります。

次に、「とちぎの百様」についてであります。

全国的に地方創生に向けた取組が本格化する中、「選ばれるとちぎ」を目指していくためには、県民一人ひとりが、本県の魅力や実力をしっかりと認識し、ふるさとへの愛着を高め、誇りを持って発信していくことが重要であります。

このため、栃木県民が大切にしたい、自慢できる 100の魅力ある地域資源を「とちぎの百様」として選定し、先頃公表したところであります。

多彩な地域資源を盛り込んだ「とちぎの百様」を積極的に活用し、県民の郷土愛の醸成を図るとともに、県内外に向けて、本県の魅力・実力を積極的にPRして参ります。

次に、スポーツ功労賞の授与についてであります。

去る3月28日から4月5日にかけて、ロシアで開催された第18回冬季デフリンピック競技大会において、本県出身の原田上選手が、アルペンスノーボードの平行大回転種目で3連覇を、平行回転種目で2連覇を達成されました。

原田選手の輝かしい功績は、障害者をはじめ、多くの県民に希望と活力を与えてくれましたことから、2度目となる「栃木県スポーツ功労賞」を授与したところであります。原田選手のますますの御活躍を心から期待しております。

次に、指定廃棄物の処理についてであります。

本県では、約1万4千トンの指定廃棄物が、農家や事業所など約170か所で一時保管されている状況が続いており、一日も早く、安全な施設を設置し処理する必要があると考えております。

県といたしましては、指定廃棄物の課題解決のため、県民への分かりやすい説明につきまして、引き続き、強く国に要請して参りますとともに、県民の皆様の疑問や不安について、「栃木県指定廃棄物処分等有識者会議」の助言をいただきながら、丁寧に対応して参ります。

指定廃棄物の処理は、県全体で解決すべき重要な課題でありますので、引き続き、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例10件、その他の議案5件、計15件であります。このほか報告8件であります。

まず、第1号議案は、薬物の濫用の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、新たに条例を制定するものであります。

第2号議案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部

改正に伴い、関係条例の整理をするものであります。

第3号議案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例等の一部を改正するものであります。

第4号議案は、建築士法の一部改正に伴い、建築士事務所登録申請手数料の額を改定すること等のため、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の保護のために講ずべき必要な措置を定めること等のため、栃木県個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、栃木県県税条例等の一部を改正するものであります。

第7号議案は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、食品表示法等の施行に伴い、食品衛生法施行条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、建築基準法等の一部改正に伴い、栃木県建築基準条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、栃木県人事委員会委員戸賀崎栄子氏の任期が来る7月31日に満了いたしますので、その後任として松田美智子氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第12号議案から第14号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案は、工事請負契約の変更について議決を求めるものであります。

報告第1号から第8号までの8件は、それぞれ継続費等に係る繰越計算書の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。